

X i サ ー ビ ス 契 約 約 款 の 一 部 改 正

[ 改 正 ]	[ 現 行 ]
<p>第1章～第14章（略）</p> <p>料金表（略）</p> <p>別表1～別表9（略）</p> <p>附 則（平成 30 年 7 月 13 日経企第 1050 号） （実施期日）</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 この附則は、平成 30 年 7 月 13 日から実施します。 （料金等の支払いに関する経過措置）</li> <li>2 この附則実施前に、支払い又は支払わなければならないX i サービスの料金その他債務については、なお従前のとおりとします。 （特例 X i 及び特例 X i コピキタスの提供に関する経過措置）</li> <li>3 X i 契約又は第 2 種 X i コピキタス契約の申込みを請求する者（平成 30 年 7 月豪雨に伴い災害救助法（昭和 22 年法律第 118 号）が適用されたことを当社が確認した地域を住所若しくは居所又は請求書等の送付先とする者に限ります。）であって、次の(1)及び(2)の条件を満たすとき及び当社がその契約申込みの内容を確認するための書類（以下この附則において「確認書類」といいます。）の提示が困難と当社が認めるときは、その契約の申込みをする者は、この附則実施の日から平成 30 年 12 月 31 日までの間に限り、第 8 条（一般契約申込の方法）、第 21 条（その他の提供条件）、第 21 条の 9（第 2 種 X i コピキタス一般契約申込の方法）及び第 21 条の 19（その他の提供条件）の規定にかかわらず、その契約の申込みにおいて確認書類の提示を要しません。 (1) その申込みをする者が個人であるとき。 (2) 料金等の支払方法を口座振替又はクレジット払いとするとき。</li> <li>4 前項の規定により契約を締結した X i （以下この附則において「特例 X i 」といいます。）及び第 2 種 X i コピキタス（以下この附則において「特例 X i コピキタス」といいます。）の提供条件は、次のとおりとします。 (1) 第 14 条（一般契約に係る名義変更）、第 21 条（その他の提供条件）、第 21 条の 14（その他の提供条件）及び第 21 条の 19（その他の提供条件）に規定する名義変更を請求することはできません。 (2) 特例 X i 又は特例 X i コピキタスに係る料金等が当社が提供する他の電気通信サービスに係る料金等と一括して請求されるときは、その特例 X i 又は特例 X i コピキタスをその一括請求先とすることはできません。 (3) 第 1 種 X i コピキタスに係る基本使用料への料金種別の変更並びに特例 X i に係る契約又は特例 X i コピキタスに係る契約（以下この附則において「特例 X i 等契約」といいます。）の解除と同時に新たに第 1 種 X i コピキタス契約又は F O M A サービス契約約款に規定する第 1 種 F O M A コピキタス契約（基本使用料の料金種別がコピキタスプラン S、コピキタスプラン M 及びトランシーバプランに係るものに限ります。）の申込みをすることはできません。 (4) 第 81 条（料金明細内訳書の発行等）に規定する料金明細内訳書の発行及び通話料金明細内訳の閲覧並びに用途別集計の利用に係る請求、第 81 条の 2（i モード通信履歴の閲覧）に規定する i モード通信履歴の閲覧並びに第 90 条（d カード mini）に規定する d カード mini に係る請求を行うことはできません。 (5) 第 85 条（ケータイ払い）に規定するケータイ払いを利用することはできません。 (6) (1) から(5) 以外の提供条件は、特例 X i については X i の場合に、特例 X i コピキタスについては X i コピキタスの場合にそれぞれ準ずるものとします。</li> <li>5 特例 X i 等契約を締結している者（以下この附則において「特例 X i 等契約者」といいます。）は、確認書類の提示が可能となったときは、直ちにその書類を所属 X i サービス取扱所へ提示していただきます。この場合において、その特例 X i 等契約は、当社が確認書類の提示を確認した日において、特例 X i 契約については改正後の規定により当社と締結した X i 契約へ、特例 X i コピキタス契約については改正後の規定により当社と締結した第 2 種 X i コピキタス契約へ、それぞれ移行したものとみなします。</li> <li>6 当社は、平成 31 年 1 月 31 日までの間において、特例 X i 等契約者から確認書類の提示がなかったときは、その X i サービスの利用を停止することがあります。</li> <li>7 当社は、前項の規定により X i サービスの利用を停止された特例 X i 契約者が、平成 31 年 2 月 18 日までの間において、なおその事実を解消しないときは、その特例 X i 等契約を解除することがあります。</li> </ol>	<p>第1章～第14章（略）</p> <p>料金表（略）</p> <p>別表1～別表9（略）</p>

(データ通信モードによる通信の料金等に係る特例)

- 8 当社は、X i 契約者又は第 2 種 X i ユビキタス契約者（この附則実施の日から平成 30 年 7 月 31 日までの間において、平成 30 年 7 月豪雨に伴い災害救助法（昭和 22 年法律第 118 号）が適用されたことを当社が確認した地域を住所若しくは居所又は請求書等の送付先とする者に限ります。）が、この約款に規定するデータ定額パック、X i パケ・ホーダイダブル、X i パケ・ホーダイフラット、X i パケ・ホーダイライト、X i パケ・ホーダイ f o r i P h o n e、X i パケ・ホーダイ f o r ジュニア、X i らくらくパケ・ホーダイ、X i パケ・ホーダイ f o r ビジネス、データ S パック、データ M パック、データ L パック、シェアパック 5、シェアパック 10、シェアパック 15、シェアパック 20、シェアパック 30、ビジネスシェアパック 5、ビジネスシェアパック 10、ビジネスシェアパック 15、ビジネスシェアパック 20、ビジネスシェアパック 30 若しくはらくらくパックのうちいずれかを選択しているとき（その X i 又は X i ユビキタスが、データ定額パックに係る共有対象回線であるときを含みます。）又は基本使用料の料金種別のうち、その X i 契約者が X i データプラン、X i データプランにねん、X i データプラン 2、X i データプラン 2 にねん、X i データプランフラット、X i データプランフラットにねん、X i データプランライト、X i データプランライトにねん若しくは当社が別に定める料金種別のいずれかを選択しているときは、この附則実施の日から平成 30 年 7 月 31 日までの間において、当該料金月における累計課金対象データ量にかかわらず、その X i 又は X i ユビキタスの契約者回線との間のデータ通信モードによる通信を 128k 通信モードによる通信とする取扱いを適用しません。
- 9 前項の規定において、X i 契約者が、料金表第 1 表第 3（通信料）の 1（適用）の(8)の 2 に規定するベーシックパック、ベーシックシェアパック又はケータイパック（以下この附則において「ベーシックパック等」といいます。）を選択しているときは、当該料金月に係るベーシックパック等の定額通信料について、この附則実施の日時点における当該料金月の累計課金対象データ量に応じたデータ量ステップに係る定額通信料を適用します。

F O M A サ ー ビ ス 契 約 約 款 の 一 部 改 正

[ 改 正 ]	[ 現 行 ]
<p style="text-align: center;">第 1 章～第 14 章 (略)</p> <p>料金表 (略)</p> <p>別表 1～別表 10 (略)</p> <p style="text-align: center;">附 則 (平成 30 年 7 月 13 日経企第 1050 号) (実施期日)</p> <p>1 この附則は、平成 30 年 7 月 13 日から実施します。 (料金等の支払いに関する経過措置)</p> <p>2 この附則実施前に、支払い又は支払わなければならなかった F O M A サービスの料金その他債務については、なお従前のとおりとします。 (特例 F O M A 及び特例 F O M A コピキタスの提供に関する経過措置)</p> <p>3 F O M A 契約又は F O M A コピキタス契約 (基本使用料の料金種別がコピキタスプラン S、コピキタスプラン M 及びトランシーバプランに係るものを除きます。)の申込みを請求する者 (平成 30 年 7 月豪雨に伴い災害救助法 (昭和 22 年法律第 118 号) が適用されたことを当社が確認した地域を住所若しくは居所又は請求書等の送付先とする者に限ります。)であって、次の(1)及び(2)の条件を満たすとき及び当社がその契約申込みの内容を確認するための書類 (以下この附則において「確認書類」といいます。)の提示が困難と当社が認めるときは、その契約の申込みをする者は、この附則実施の日から平成 30 年 12 月 31 日までの間に限り、第 9 条 (第 1 種一般契約申込の方法)、第 23 条の 2 (その他の提供条件)、第 23 条の 11 (その他の提供条件)、第 24 条 (その他の提供条件)、第 24 条の 7 (その他の提供条件)、第 24 条の 14 (その他の提供条件)、第 24 条の 16 (第 2 種 F O M A コピキタス一般契約申込の方法) 及び第 24 条の 26 (その他の提供条件) の規定にかかわらず、その契約の申込みにおいて確認書類の提示を要しません。</p> <p>(1) その申込みをする者が個人であるとき。</p> <p>(2) 料金等の支払方法を口座振替又はクレジット払いとするとき。</p> <p>4 前項の規定により契約を締結した F O M A (以下この附則において「特例 F O M A」といいます。) 及び F O M A コピキタス (以下この附則において「特例 F O M A コピキタス」といいます。) の提供条件は、次のとおりとします。</p> <p>(1) 第 17 条 (第 1 種一般契約に係る名義変更)、第 23 条の 2 (その他の提供条件)、第 23 条の 8 (第 2 種一般契約に係る名義変更)、第 24 条 (その他の提供条件)、第 24 条の 7 (その他の提供条件)、第 24 条の 14 (その他の提供条件)、第 24 条の 21 (その他の提供条件) 及び第 24 条の 26 (その他の提供条件) に規定する名義変更を請求することはできません。</p> <p>(2) 特例 F O M A 又は特例 F O M A コピキタスに係る料金等が当社が提供する他の電気通信サービスに係る料金等と一括して請求されるときは、その特例 F O M A 又は特例 F O M A コピキタスをその一括請求先とすることはできません。</p> <p>(3) コピキタスプラン S、コピキタスプラン M 又はトランシーバプランへの基本使用料への料金種別の変更並びに特例 F O M A に係る契約又は特例 F O M A コピキタスに係る契約 (以下この附則において「特例 F O M A 等契約」といいます。)の解除と同時に新たに第 1 種 F O M A コピキタス契約 (基本使用料の料金種別がコピキタスプラン S、コピキタスプラン M 及びトランシーバプランに係るものに限ります。) 又は X i サービス契約約款に規定する第 1 種 X i コピキタス契約の申込みをすることはできません。</p> <p>(4) 第 13 条 (2in1 利用) に規定する 2in1 利用、第 98 条 (料金明細内訳書の発行等) に規定する料金明細内訳書の発行及び通話料金明細内訳の閲覧並びに用途別集計の利用に係る請求、第 97 条の 2 (d カード mini) に規定する d カード mini 並びに第 98 条の 2 (i モード通信履歴の閲覧) に規定する i モード通信履歴の閲覧に係る請求を行うことはできません。</p> <p>(5) 第 100 条の 2 (ケータイ払い) に規定するケータイ払いを利用することはできません。</p> <p>(6) 当社は、この附則実施の日から平成 31 年 1 月 31 日までの間において、基本使用料の料金種別が F O M A キッズケータイプランの特例 F O M A に係る契約者が当社が定める基準に適合する者である事実を確認できないときは、その特例 F O M A に係る契約者がカケホーダイプラン (スマホ/タブ) を選択したものとみなして取り扱う場合があります。</p> <p>(7) (1) から(6) 以外の提供条件は、特例 F O M A については F O M A の場合に、特例 F O M A コピキタスについては F O M A コピキタスの場合にそれぞれ準ずるものとします。</p>	<p style="text-align: center;">第 1 章～第 14 章 (略)</p> <p>料金表 (略)</p> <p>別表 1～別表 10 (略)</p>

- 5 特例 F O M A 等契約を締結している者（以下この附則において「特例 F O M A 等契約者」といいます。）は、確認書類の提示が可能となったときは、直ちにその書類を所属 F O M A サービス取扱所へ提示していただきます。この場合において、その特例 F O M A 等契約は、当社が確認書類の提示を確認した日において、特例 F O M A 契約については改正後の規定により当社と締結した F O M A 契約へ、特例 F O M A コピキタス契約については改正後の規定により当社と締結した第 2 種 F O M A コピキタス契約へ、それぞれ移行したものとみなします。
- 6 当社は、平成 31 年 1 月 31 日までの間において、特例 F O M A 等契約者から確認書類の提示がなかったときは、その F O M A サービスの利用を停止することがあります。
- 7 当社は、前項の規定により F O M A サービスの利用を停止された特例 F O M A 契約者が、平成 31 年 2 月 18 日までの間において、なおその事実を解消しないときは、その特例 F O M A 等契約を解除することがあります。  
（パケット通信モードによる通信の料金等に係る特例）
- 8 当社は、F O M A 契約者又は第 2 種 F O M A コピキタス契約者（この附則実施の日から平成 30 年 7 月 31 日までの間において、平成 30 年 7 月豪雨に伴い災害救助法（昭和 22 年法律第 118 号）が適用されたことを当社が確認した地域を住所若しくは居所又は請求書等の送付先とする者に限ります。）が、この約款に規定するデータ定額パック、データ S パック、データ M パック、データ L パック、シェアパック 5、シェアパック 10、シェアパック 15、シェアパック 20、シェアパック 30、ビジネスシェアパック 5、ビジネスシェアパック 10、ビジネスシェアパック 15、ビジネスシェアパック 20、ビジネスシェアパック 30、らくらくパック又はらくらくパケホーダイを選択しているとき（その F O M A 又は F O M A コピキタスが、データ定額パックに係る共有対象回線であるときを含みます。）は、この附則実施の日から平成 30 年 7 月 31 日までの間において、当該料金月における累計課金対象パケット数にかかわらず、その F O M A 又は F O M A コピキタスの契約者回線との間のパケット通信モードによる通信を 128k 通信モードによる通信とする取扱いを適用しません。
- 9 前項の規定において、F O M A 契約者が、料金表第 1 表第 3（通信料）の 1（適用）の(7)の 3 に規定するベーシックパック又はベーシックシェアパックを選択しているときは、当該料金月に係るベーシックパック又はベーシックシェアパックの定額通信料について、この附則実施の日時点における当該料金月の累計課金対象パケット数に応じたデータ量ステップに係る定額通信料を適用します。

音 声 利 用 I P 通 信 網 サ ー ビ ス 契 約 約 款 の 一 部 改 正

[ 改 正 ]	[ 現 行 ]
<p>第 1 章～第 15 章 (略)</p> <p>料金表 (略)</p> <p>別表 1～別表 6 (略)</p> <p>附 則 (平成 30 年 7 月 13 日経企第 1050 号) (実施期日)</p> <p>1 この附則は、平成 30 年 7 月 13 日から実施します。 (料金等の支払いに関する経過措置)</p> <p>2 この附則実施前に、支払い又は支払わなければならなかった音声利用 IP 通信網サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。 (料金明細内訳書の発行等に関する経過措置)</p> <p>3 X i サービス契約約款に規定する特例 X i 等契約者又は F O M A サービス契約約款に規定する特例 F O M A 等契約者が、この附則実施の日から平成 30 年 12 月 31 日までの間に、音声利用 IP 通信網サービスを締結したときは、その音声利用 IP 通信網サービス契約について、第 72 条 (料金明細内訳書の発行等) に規定する料金明細内訳書の発行及び通信料金明細内訳の閲覧に係る請求を行うことができません。</p>	<p>第 1 章～第 15 章 (略)</p> <p>料金表 (略)</p> <p>別表 1～別表 6 (略)</p>